

令和6年度 事業計画

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

社会福祉法人明和町社会福祉協議会

目 次

I. 基本理念

II. 基本方針

III. 令和6年度事業の基本的考え方

IV. 令和6年度社会福祉法人明和町社会福祉協議会組織図

V. 令和6年度事業実施計画

1. 社会福祉事業の普及啓発

- 1-①. 地域福祉（活動）計画の推進
- 1-②. 地区福祉委員会の活動助成（自治会長・民生委員）
- 1-③. ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯等への歳末見舞い
- 1-④. 広報誌の発行
- 1-⑤. 社協ふれあい祭りの実施
- 1-⑥. 明和町社会福祉協議会会長表彰

2. 各種運動の推進・寄附金

- 2-①. 日本赤十字社募金運動
- 2-②. 社協会員増強月間
- 2-③. 赤い羽根共同募金運動
- 2-④. 歳末たすけあい運動
- 2-⑤. 寄附金（社協・ありんこ）

3. 福祉用具等の貸出に関する事業

- 3-①. 福祉機器等の貸出（ベッド・車いす）
- 3-②. バザー用品等の貸出
- 3-③. 地域コミュニティ一備品貸出事業

4. 地域支え合い体制づくり事業

- 4-①. 福祉なんでも相談（社協の総合相談）
- 4-②. ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯等の実態調査事業
- 4-③. 生活支援体制整備事業
- 4-④. 介護支援ボランティア活動推進事業（高齢者有償ボランティア活動ポイント支援事業）
- 4-⑤. めいわサポーター【めいサポ】活動推進事業
- 4-⑥. 配食サービス事業
- 4-⑦. 明和学びの里運営事業
- 4-⑧. 支援対象児童等見守り強化事業

- 4—⑨. OBENTO PROJECT 事業
- 4—⑩. ひきこもり支援推進事業
- 4—⑪. フードバンク活動推進事業
- 4—⑫. 多世代交流支援事業
- 4—⑬. 地域活動支援事業

5. 介護者支援に関する事業

- 5—①. 家族介護者支援対策事業（低所得者紙おむつ券給付事業）
- 5—②. 家族介護教室

6. 福祉教育に関する事業

- 6—①. umouプロジェクト
- 6—②. 福祉協力校
- 6—③. 福祉体験教室
- 6—④. ボランティア・サマースクール
- 6—⑤. 障害者スポーツ推進事業

7. ボランティアセンター運営事業

- 7—①. ボランティアコーディネーターの配置
- 7—②. ボランティアグループへの活動助成
- 7—③. 災害ボランティアの育成
- 7—④. ボランティア講座の開催

8. くらしの相談・支援事業

- 8—①. 成年後見制度に関する事業
- 8—②. 日常生活自立支援事業（権利擁護）
- 8—③. 生活困窮者自立支援事業
- 8—④. みえ福祉の「わ」創造事業
- 8—⑤. 生活福祉資金の貸付
- 8—⑥. 地域福祉金庫の貸付

9. 福祉団体の育成強化に関する事業

- 9—①. 「民生児童委員協議会」に対する活動援助
- 9—②. 「老人クラブ」に対する活動援助
- 9—③. 「障がい者の会」に対する活動援助
- 9—④. 「わだち」に対する活動援助
- 9—⑤. 「多気郡保護司会」に対する活動援助

10. 一般介護予防事業

- 10—①. えんがわ教室

10-②. 筋力脳力あっぷ教室

11. 介護サービスに関する事業

11-①. 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）

11-②. 高齢者通所介護事業所

12. 障がい福祉サービスに関する事業

12-①. ありんこ（生活介護・就労継続支援B型）

12-②. 特定相談支援事業所

12-③. やわらぎ（共同生活援助）

VI. 令和6年度各事業利用計画

1. 居宅介護支援事業プラン作成計画

2. 高齢者通所介護事業利用計画

3. ありんこ（生活介護・就労継続支援B型）事業利用計画

4. 指定特定相談支援事業所サービス等利用計画

5. やわらぎ（共同生活援助）事業利用計画

I. 基本理念

みんなの地域をみんなでつくる

～ 一人ひとりそれぞれに役割があり生きがいがある地域社会の実現 ～

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる地域社会づくりを推進するために、以下の理念に基づき事業を展開します。

- ① 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ② 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③ 地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④ 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤ 持続可能で責任ある自律した組織経営

II. 基本方針

社会福祉協議会は、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、以下の基本方針により経営を行います。

- ① 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図ります。
- ② 事業の展開にあたって、「連携・協働の場」プラットフォームとしての役割を十分に發揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底します。
- ③ 事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行います。
- ④ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。

III. 令和6年度事業の基本的な考え方

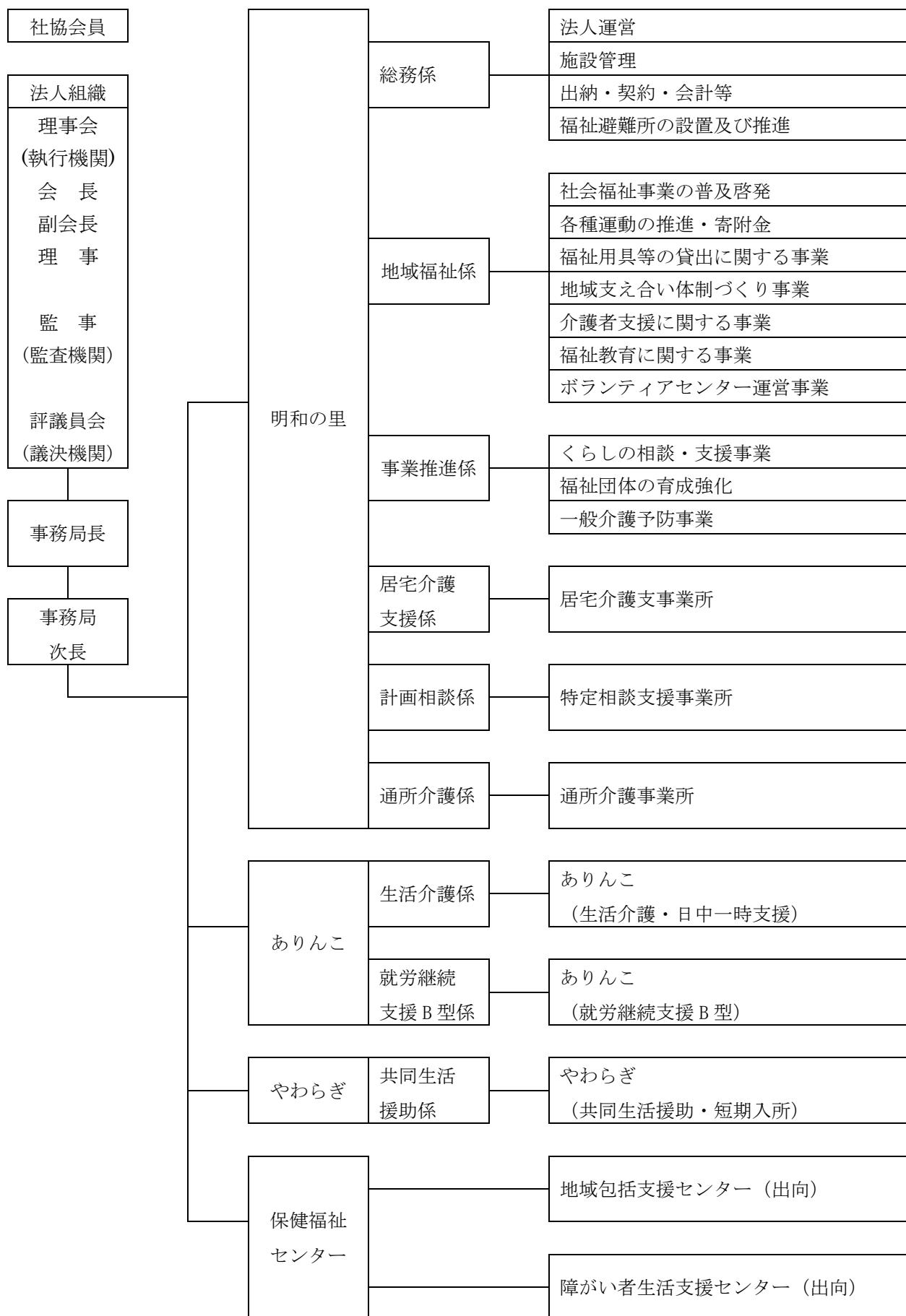
元日に発生した「令和6年能登半島地震」では、発災から2ヶ月を過ぎた現在になっても極めて厳しい状況が続いていること、支援活動は長期になることが見込まれております。本会では今後も引き続き三重県社会福祉協議会を中心に他市町社協と連携し支援を継続していくこととしています。

また、令和5年4月に、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目指して、こども基本法がつくられました。その中で、大人になるまで行われる切れ目ないサポートや、子育てに伴う喜びを実感できるサポートなどの施策に取組むことが定められており、当町でも取組が進められています。

その他にも、令和6年度介護報酬及び、障害福祉サービス等報酬の改定への対応や、物価高騰の影響、生活保護申請数が4年連続増加になるなど生活困窮者の増大、引きこもり、DVなど、ウィズコロナ時代における対応が急務となる状況が昨年同様、多く顕在化しております。

このような状況を踏まえ、本会においても、従来の事業に加え、赤い羽根共同募金配分金を活用した新たな事業を展開し地域福祉の推進を図ってまいります。

IV. 令和6年度社会福祉法人明和町社会福祉協議会組織図



V. 令和6年度事業実施計画

1. 社会福祉事業の普及啓発

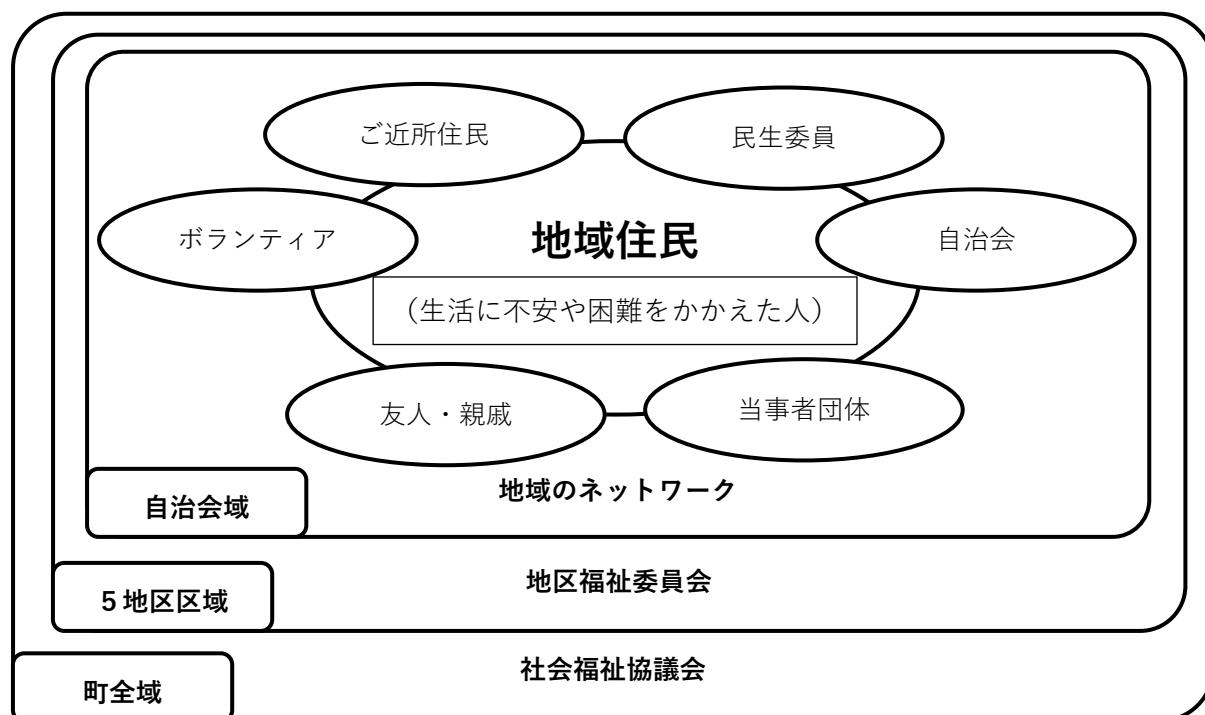
1-①. 地域福祉（活動）計画の推進

推進体制	<p>本計画を効果的に推進するため「明和町地域福祉（活動）計画推進委員会」開催し、計画の進捗状況の把握・検証、取り組みの評価を実施します。</p> <p>町の福祉、保健、医療、教育、人権問題、まちづくり、防災、生活環境など様々な分野の担当課と本会による連携の場をもち、情報共有、共同での課題解決、新たな取り組みへの研究・検討などに連携につとめます。</p>
社協の役割	<p>○基本目標 1-1 <u>みんなが共に支えあう気持ちを高めましょう</u> ・様々な世代が参加でき、みんなが福祉を身近に感じられる体験・機会をつくります</p> <p>○基本目標 1-2 <u>いつまでもいきいき暮らせるよう心身の健康づくりをしましょう</u> ・介護予防事業を再検討し、ともに支えあう意識が育まれ健康づくりにつながるよう支援します ・誰もが参加しやすいボランティア活動の育成支援をおこないます</p> <p>○基本目標 2-1 <u>みんなで声をかけあえるまちをつくりましょう</u> ・誰もが集えるサロン活動を支援します ・住民座談会の継続実施を通じたつながりづくりを支援します ・見守り・顔みしり運動を推進し、見守り隊と子ども等、世代をこえてつながる機会をつくります ・地域の公民館や空き公共施設の活用を促進し、子どもも含めた地域住民の居場所づくりを促進します</p> <p>○基本目標 2-2 <u>支えあう関係づくりをすすめ、地域の力を高めましょう</u> ・福祉団体の直接の声をもとに、住民と顔の見える関係づくりを推進します ・福祉サービス事業所や地元企業のイベントが地域住民との交流の場として広がるように支援します ・住民や地元企業に赤い羽根共同募金を周知し、協力の輪を広げます</p> <p>○基本目標 3-1 <u>安心・安全に暮らせるやさしいまちづくりをすすめます</u> ・みんなで声をかけあい、足りないところを補いあう活動を通じて、支援が必要な人も含めたみんなが不安感を軽減できる関係づくりをすすめます</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な人が避難訓練に参加しやすい取り組みをおこないます <p>○基本目標 3－2</p> <p><u>相談しやすい環境づくりをすすめます</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域に出向くことにより、住民や自治会、民生委員が相談しやすい体制をつくります 生活支援コーディネーターをはじめとした職員全員が相談担当となって、部署間連携を密にして解決にあたります <p>○基本目標 3－3</p> <p><u>いつまでも自分らしく暮らせるまちづくりをすすめます</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ニーズにそった生活支援サービスの開発をすすめます 日常生活自立支援事業や成年後見制度（法人後見等）の活用により、権利擁護体制の推進に取り組みます
--	--

1-②. 地区福祉委員会の活動助成（自治会長・民生委員）

目的	地域の生活環境のなかで、個人の力ではどうにも解決できない問題を、住民一人一人が地域ぐるみで実践するための組織づくりを行います。
福祉委員	自治会長 民生委員・児童委員
活動内容	各小学校・幼稚園への助成（運動会・環境整備品・入学、卒業祝い・図書・子ども会）・地域の福祉施設への助成



1-③. ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯等への歳末見舞い

目的	歳末の時期にあたり、多くのひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などの方々に個別訪問を行うことにより、安否確認・不安なく健康で新しい年を迎えることを目的としています。
対象者	<p>ひとり暮らし高齢者</p> <p>高齢者世帯</p> <p>その他特に援助が必要と思われる世帯（要援助世帯）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 70歳以上のひとり暮らし高齢者又は70歳以上の高齢者世帯の方の他に、重度の障がいを持った子や孫のみと同居されており、援助が必要と思われる場合。 ◎ 70歳以上のひとり暮らし高齢者又は70歳以上の高齢者世帯の方の他に、引きこもりの子や孫のみと同居されており、援助が必要と思われる場合。 ◎ 上記の状態が複合した世帯。 ◎ 重度の障がいを持った方や、引きこもりの方等のみの世帯など。

1-④. 広報誌の発行

目的	住民の皆さんに、社協の様々な活動内容をご理解いただくとともに、地域福祉活動に積極的に参加するための情報を提供することを目的としています。
広報誌名	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 「社協だより」 年4回発行・社協の活動紹介 ◎ 「広報めいわ」に「社協だより」コーナーを掲載

1-⑤. 社協ふれあい祭りの実施

目的	日頃「明和の里」「ありんこ」へ来る機会のない地域の皆さんに、施設のPRを行うとともに、社協が実施している事業の紹介を行い、町内の福祉に興味を持ち、ボランティアや募金運動に参加していただくことを目的としています。
過去の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアステージ（ボランティア団体活動発表） 地域の子どもたちとの交流 eスポーツ体験・アバターボディ パラ（障がい者）スポーツ体験 社協事業の紹介（umou回収）

1-⑥. 明和町社会福祉協議会会長表彰

目的	地域福祉の推進に多年活動を続け、その功績があった方、その他広く福祉の増進に功労のあった方に対し、本会会長がこれを表彰し、また感謝の意を表し、その功績を讃えるとともにあわせて地域福祉活動の発展に寄与することを目的としています。
対象者	<p>表彰の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 民生児童委員、主任児童委員、自治会長（自治会内の役職を含む） でその功績が顕著な方 2. 社会福祉施設、地域福祉に関する団体等の役職員でその功績が顕著な方 3. 地域福祉活動に関するボランティア活動の功績が顕著な方 <p>表彰該当の資格</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 民生児童委員、主任児童委員、自治会長（自治会の役職を含む） の現職にあって、その在任期間が10年以上あり、功績が顕著な方 2. 公私の社会福祉施設、地域福祉に関する団体等の役職員の現職に あって、その在職期間が10年以上あり、功績が顕著な方 3. 地域福祉活動に関するボランティア活動期間が5年以上あり、 功績が顕著な方
	<p>感謝の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 本会が実施する地域福祉活動に積極的に協力し、その功績が顕著な方 2. 明和町内で行われる地域福祉活動に協力し、その功績が顕著な方 3. 本会が実施する地域福祉活動のために、寄附を行った方 <p>感謝該当の資格</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 表彰該当の資格には該当しないが、活動期間が5年以上あり、特に顕著な功績があった方 2. 本会に1年間を通じて10万円以上の金品の寄附を行った方 3. 本会に多年（5年以上）にわたり金品等の寄附を行った方

2. 各種運動の推進・寄附金

2-①. 日本赤十字社募金運動（1世帯 500円程度）

実施主体	日本赤十字社
活動期間	5月1日～5月31日
配分内容	◎防災（地域防災）ボランティアの育成講座 ◎災害・防災・減災についての研修会

	<ul style="list-style-type: none"> ◎防災対策備蓄品 ◎日赤車の配備（災害救助） ◎罹災者救援物資（毛布・災害セット・発電機）の配備
--	--

2-②. 社協会員増強月間「福祉のまちづくり資金」（1世帯 300円程度）

実施主体	明和町社会福祉協議会
活動期間	7月1日～7月31日
配分内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎地区福祉委員会へ配分 ◎功労者表彰 ◎広報誌（社協だより）発行 ◎福祉活動紹介や啓発活動（社協ふれあい祭り開催） ◎めいわサポーター活動事業

2-③. 赤い羽根共同募金運動（1世帯 500円 法人 3,000円程度）

実施主体	共同募金会
活動期間	10月1日～12月31日
配分内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎福祉協力校への活動助成 ◎地域コミュニティ一備品貸出事業 ◎福祉体験教室 ◎ボランティア・サマースクール ◎障がい者スポーツ推進事業 ◎多世代交流事業 ◎フードバンク支援 ◎地域活動支援事業 ◎地域福祉活動計画策定・推進 ◎サポーター活動支援

2-④. 歳末たすけあい運動（1世帯 200円 法人 1,000円程度）

実施主体	共同募金会
活動期間	11月25日～12月10日
配分内容	◎歳末見舞品配布

2-⑤. 寄附金（社協・ありんこ）

実施主体	明和町社会福祉協議会
活動期間	通年

寄附金箱 設置場所	◎明和の里・ありんこ 玄関ロビー ◎カインズホーム明和店サービスカウンター ◎明和町役場保健福祉センター
--------------	--

3. 福祉用具等の貸出に関する事業

3-①. 福祉機器等の貸出（ベッド・車いす）

目的	日常生活に支障をきたしている方に対して、福祉用具を貸出することにより、在宅介護の支援を行います。
貸出対象	◎要介護3～5で概ね寝たきり状態または歩行困難な方で介護保険サービスの限度額を超える方 ◎病院等に入院または施設入所中で、帰宅のため一時的に福祉用具が必要とされる方 ◎治療及びリハビリ中で福祉用具が一時的に必要な方 ◎生活保護世帯等の生活困窮者で福祉用具が必要な方
貸出用具	◎車イス ◎介護用ベッド
料金	無料
貸出期間	1日～6ヶ月（最長）

3-②. バザー用品等の貸出

目的	野外活動や町内各種イベント及び祭りを開催する団体・グループ・自治会などに貸出をし、その収益を福祉のまちづくり資金や各種募金活動の資金にすることを目的としています。
貸出対象	町内の団体・グループ・自治会など (個人的収益を目的とした使用者は対象外となります)
料金	各1台につき1,000円（1日あたり）
貸出用具	• たこ焼き器、たこ焼き用台 • わたがし器 • お好み焼き・焼きそば焼き器 • 焼き鳥器×2 • ポップコーン器×2 • かき氷器×2 • テント×4

3-③. 地域コミュニティ備品貸出事業

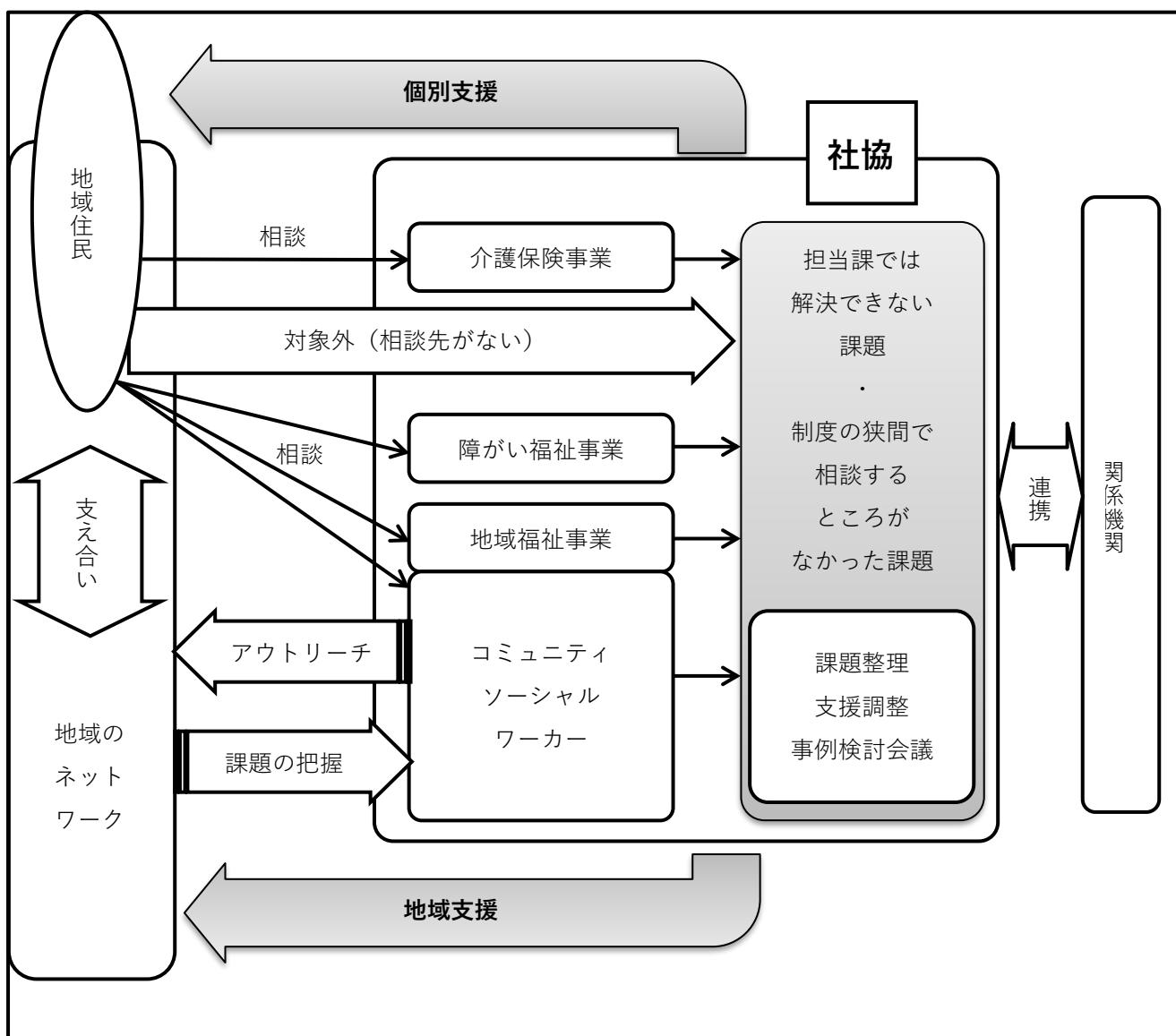
目的	住民で組織する団体等が行う地域社会活動を支援し、地域コミュニティの活性化と自主的な社会貢献活動を促進するため、地域コミュニティ
----	---

	一備品を貸出します。
貸出対象	町内のボランティアグループ、サロン活動、学校等の教育関係団体、自治会、行政機関、福祉関係団体など
料金	無料 (ただし、共同募金配分金を財源としているため、1台200円程度の募金の協力をお願いしています。)
貸出用具	<ul style="list-style-type: none"> ・輪投げセット（公式）×2 ・ドッヂビー（235mm）×4 ・ボッチャセット ・ソフトバレーボール（公式球）×3 ・安全ソフトダーツ ・ディスゲッターナイン（9枚） ・ピロポロ競技セット

4. 地域支え合い体制づくり事業

4-①. 福祉なんでも相談（社協の総合相談）

目的	地域住民が、社会とのつながりを持ちながら、「住みなれた地域で楽しくおだやかに暮らしたい」という気持ちを大切に地域での自立した生活を支援します。
内容	<p>①相談窓口の統合化と職員のチーム対応力の向上</p> <p>◎地域住民や、地域のネットワーク（民生委員・自治会など）に利用しやすい相談窓口をつくります。</p> <p>◎社協の特性を生かし、制度・事業・分野を問わず多様な生活課題に対応するため、社協職員が全員相談担当となって対応します。</p> <p>②部署間横断の相談支援体制づくり</p> <p>◎社協全体の取り組みとして捉え、部署間連携による課題解決の体制をつくります。</p> <p>◎行政をはじめ、関係機関との連携を強化します。</p> <p>◎相談対応によって把握した地域ニーズに対応する新たな生活支援サービスの開発に向けて検討します。</p>



4-②.ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯等の実態調査事業

目的	民生委員・児童委員と協働し、訪問、声かけ、安否確認などの活動を通じて、担当区域内の住民の実態やあらゆる福祉ニーズを日常的に把握します。また地域の行事や会合などにも参加し、情報収集に努めます。
対象者	<p>①ひとり暮らし高齢者</p> <p>②高齢者世帯</p> <p>③その他特に援助が必要と思われる世帯（要援助世帯）</p> <p>◎70歳以上のひとり暮らし高齢者又は70歳以上の高齢者世帯の方の他に、重度の障がいを持った子や孫のみと同居されており、援助が必要と思われる場合。</p> <p>◎70歳以上のひとり暮らし高齢者又は70歳以上の高齢者世帯の方の他に、引きこもりの子や孫のみと同居されており、援助が必要</p>

	<p>と思われる場合。</p> <p>◎上記の状態が複合した世帯。</p> <p>◎重度の障がいを持った方や、引きこもりの方等のみの世帯など。</p>
--	---

4-③. 生活支援体制整備事業

目的	<p>市町村の日常生活圏域ごとに「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と「協議体」を配置して、地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域全体で生活を支える体制づくりを進める取り組みです。</p> <p>生活支援コーディネーターの配置</p> <p>◎あらゆる生活課題への対応</p> <p>地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組み・連携の場づくりを行い、その解決や予防に向けて取り組みます。</p> <p>◎地域のつながりの再構築</p> <p>民生委員や自治会と協働し、小学校区や自治会などを単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化し、地域のつながりの再構築を図り、だれも排除しない地域社会づくりをすすめます。</p> <p>協議体</p> <p>市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク。</p>
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎アウトリーチ（地域に出向いていくこと）の徹底 ◎「福祉なんでも相談」のバックアップ ◎生活課題を抱える世帯（者）への継続的な支援（個別支援） ◎生活課題を抱える世帯（者）の発見・見守りなど、地域のネットワーク体制づくり（地域支援） ◎地域における日常生活ニーズ調査 ◎地域資源の現状を可視化 ◎生活支援サービスの担い手の養成支援 ◎生活支援サービスの開発支援 ◎地域福祉活動計画の策定・推進等への協力 ◎行政とのパートナーシップ

4-④. 介護支援ボランティア活動推進事業

(高齢者有償ボランティア活動ポイント支援事業)

目的	元気な高齢者が特別養護老人ホーム等でボランティア活動を行うことにより、本人の健康増進や介護予防につなげること、社会参加、地域貢
----	---

	献を通じた生きがいづくりを促進することを目的としています。受入施設にとっては、ボランティアが訪れることで地域とのつながりが深まるとともに、入所者を心豊かにするという目的があります。
対象者	明和町内に住所を有する 65 歳以上の高齢者
活動内容	<p>◎明和町内における介護保険関連事業所、一般介護予防事業での次の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション等の指導、参加支援 ・お茶だしや食堂内の配膳・片づけなどの補助 ・散歩、外出、屋内移動の補助 ・施設内の行事の会場設営などの補助 ・話し相手 ・施設の職員と一緒に行う軽微で補助的な作業（清掃、洗濯物の整理等）など <p>◎ポイントについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 時間 1 スタンプ（100 円相当）で、1 日に取得できるスタンプは 2 つまでです。 ・10 スタンプ（ポイント）以上でポイントを交換できます。 ・年間で交換できるポイントは 50 ポイント（5,000 円）までです。

4-⑤. めいわサポーター【めいサポ】活動推進事業

目的	年齢などに関係なく、地域に住んでいるみなさんがお互いに支え合いながら自分らしく活躍できるために、地域の人々との交流・関係づくりをすすめ、福祉事業など公的サービスと助け合いながら暮らすことのできる仕組みをつくることを目的としています。
対象者	明和町に住所を有する方
活動内容	<p>◎活動の場（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配食サービス（お弁当）の配達 ・ゴミ出し（自治会内のゴミ集積所までの運搬） ・庭の手入れ（草刈りなど） ・電球の交換 <p>など</p>

4-⑥. 配食サービス事業

目的	高齢者の居宅に配食を行うことにより、食生活の改善、健康維持及び配達時の見守りにより孤独感の解消を図るとともに、自立した在宅生活を支援することを目的としています。
対象者	明和町在住の方で、心身の状態などの理由により自分で調理することが

	<p>困難で次のいずれかに該当している方</p> <p>① 65歳以上のひとり暮らし高齢者の方</p> <p>② 65歳以上の高齢者世帯の方</p> <p>③介護保険法に規定する要介護または要支援に該当するひとり暮らし高齢者の方</p> <p>④③に規定された方と65歳以上の高齢者のみの世帯の方</p>
内容	1人当たり 1日1食（月～金）の昼食のみ提供します
料金	1食 450円（生活保護世帯 350円）

4—⑦. 明和学びの里運営事業

目的	中学生に学習の場を提供するための夜間の自習塾として「明和学びの里」を開設し、地域の方々や大学生等の協力による自習補助を行なうこと、生徒と地域の方々のつながりの場を設けること、地域の方々に生徒及び中学校の応援団として関わっていただき、成長を見守っていただくことを目的とします。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎開設日時：毎週月曜日（週1回） 午後7時～午後9時 ◎開設場所：明和の里 ◎自己負担：3,000円（半期） ◎学習内容：好きな教科の自習サポート

4—⑧. 支援対象児童等見守り強化事業

目的	要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子どもの居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供等を通じた子どもの見守り体制を強化することを目的とします。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎実施日時：毎週火曜日・木曜日（祝日・年末年始は休み） ◎実施内容：「みんなの食堂こむすび舎」と障がい者福祉サービス事業所「あらんこ」（就労継続支援B型）が協力しあう弁当を作り、支援員によるお弁当の配達及び生活指導等を行います。 ◎自己負担：無料

4—⑨. OBENTO PROJECT 事業

目的	支援対象児童等見守り強化事業に登録されている子ども以外の家族等や、その他経済的に困窮または、苦しい家計状況である家庭を支援するため、地元企業や地域住民の皆様が、子どもたちを寄付金や寄付食材などで支えたいという気持ちと、地元企業や地域住民の皆様に「仕事」の
----	---

	提供を通じて支えられた「ありんこ」が、今度は自分たちが「仕事」で地域貢献したいという気持ち、「地域交流の拠点」として地元で頑張っている「みんなの食堂こむすび舎」の皆様が、困っている子ども家庭に手作りのお弁当を届ける活動で支えたいという気持ちが新たな出会い、この活動が生まれました。
内容	<p>◎事業内容 生活にお困りの18歳未満のお子さまがいる世帯に、毎週火曜日・木曜日（祝日・年末年始は休み）、手作り弁当を提供します。</p> <p>◎資金調達 寄付金、寄付食材</p> <p>◎自己負担：無料</p>

4-⑩. ひきこもり支援推進事業

目的	ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ります。
内容	<p><ひきこもりサポート事業> 市町村におけるひきこもり支援体制の充実を図るため、ひきこもりサポート一派遣のほか、以下の取組を実施できるようにしました。</p> <p>◎相談支援事業 対象者からの電話や来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて訪問支援を行います。また、相談内容に応じて支援方法の検討を行い、適切な関係機関へつなぐとともに、情報交換を行うことにより継続的な支援を行います。</p> <p>◎居場所づくり事業 本人が社会参加をするための第一歩となる居場所づくりを行います。</p> <p>◎当事者・家族会開催事業 当事者同士、家族同士が集まって経験や悩みを共有し合い、不安な気持ちを解消できる場を設けます。</p>

4-⑪. フードバンク活動推進事業

目的	ひきこもり支援や生活困窮者支援を展開する中で、日々の食料に困っている地域住民に、「みえ福祉の「わ」創造事業」による食糧支援を実施していますが、上記事業対象に該当しないニーズに応じた細やかな食糧支援を、身近な地域で支援し合える体制づくりが求められています。そこで、地域におけるフードバンク活動団体に、赤い羽根共同募金配分その他必要なつなぎ支援を活用し、食糧支援を通じた支え合い活動を促進することを目的とします。
----	--

内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域のフードバンク活動団体へ赤い羽根共同募金配分事業として活動資金を配分し、その基盤強化を図ります。 ◎生活困窮者自立支援事業、ひきこもりサポート事業、日常生活自立支援事業等において寄せられた相談に応じて、ご本人同意をもとに当該活動団体へのつなぎ支援を行います。 ◎当該活動団体と協働し、相談者の生活安定化を支援する体制基盤を構築すると共に、相談者が安心して就労もしくはボランティア活動等へ繋がるよう支援し、地域における支え合いの体制づくりを促進します。
----	--

4-⑫. 多世代交流支援事業

目的	<p>生活支援体制整備事業やボランティアセンター運営の中で、展開されている各世代における地域福祉活動への参画だけなく、世代間のつながりを促進するため、現在行われている多世代交流活動に対して赤い羽根共同募金配分やその他必要なつなぎ支援を実施し、更なる地域共生社会の実現を目指します。</p>
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎身近な地域の老人会等と一緒に子ども食堂活動や子育てサロン活動を開いている登録ボランティア団体に対して赤い羽根共同募金配分を通して、資金面でのバックアップを行います。 ◎多世代交流を希望する個人団体等をつなぐことで、多世代交流を促進します。 ◎ボランティアコーディネーターや生活支援コーディネーターが地域住民と一緒に協働し、多世代交流を支援します。

4-⑬. 地域活動支援事業

目的	<p>地域における支え合い活動を展開している登録ボランティア団体等に、赤い羽根共同募金配分により支え合い活動に対する財政的支援を実施する事で、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を推進する事を目的とします。</p>
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎赤い羽根共同募金配分を活用し、登録ボランティア団体等が地域における支え合い活動を（所定の条件を満たした場合）資金面でのバックアップを行います。 ◎資金面でのバックアップだけでなく、その活動が発展性をもって展開される様に、ボランティアセンター事業、生活支援体制整備事業、生活困窮者自立支援事業等、既存の社会福祉協議会事業と連動した取り組みが為される様にコーディネートを行います。

5. 介護者支援に関する事業

5-①. 家族介護者支援対策事業（低所得者紙おむつ券給付事業）

目的	在宅で生活している高齢者や障がい者で、常時紙おむつを必要とされている方の経済負担を軽減することを目的としています。
対象者	①要介護4・5の高齢者もしくは要介護2～5の認知症高齢者で町民税非課税世帯の方
	②要介護5の高齢者で①の給付を受けていない方
	③65歳までの障がい者で、障がい者手帳1,2級または、療育手帳所持されている方
給付額	①1ヶ月 5,000円
	②1ヶ月 2,000円
	③1ヶ月 2,000円

5-②. 家族介護教室

目的	要介護被保険者を介護するものに対し、介護及び介護予防に関する知識及び技術の習得等を行うことで、要介護被保険者の能力の維持向上を図ることを目的としています。
対象者	◎明和町在住の方で、要介護被保険者を介護している家族 ◎介護に关心があり、知識を深めたい方
内容	介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得していただきます。 ※これまでの実施内容 ・自宅でできるリハビリテーション ・これで安心！在宅介護を乗り切るコツ ・町内介護サービス事業所見学ツアー

6. 福祉教育に関する事業

6-①. umouプロジェクト（u=あなた、m=もっと、o=応援、u=あなた）

あなたとあなたをもっと応援プロジェクト

目的	使用しなくなった羽毛製品を、貴重な資源として再生させるため、地域の人々が小学校の廃品回収時などに寄附し、小学生と「あらんこ」利用者が協力して回収作業を行うことで、地域住民も、小学生も、「あらんこ」利用者も、同じ地域で暮らす住民として、つながりを感じてもらえ
----	--

	<p>る一つの場となればという想いを持っています。</p> <p>また、回収された羽毛製品をエコランドが買取り、募金として赤い羽根共同募金会へ募金、もちろんその募金は小学校へ配分し子供たちが自分たちの福祉活動に使っていただくことでさらなる福祉教育の充実になります。</p> <p>さらに、羽毛製品の解体を「ありんこ」利用者が行うことにより、障がい者の就労支援にもつながっています。</p>
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎福祉教育の推進 ◎地域社会福祉活動の向上 ◎障がい者の就労支援 ◎共同募金会活動の周知 ◎羽毛のリサイクルによる安定供給

6-②. 福祉協力校（各小中学校へ福祉活動補助）

目的	小・中学校の児童・生徒に地域住民との交流など、福祉体験活動や、ボランティア活動を進めることで、さまざまな人々と自然に交流できる態度や、地域福祉への関心を育むことを目的としています。
主な活動内容	<p>大淀小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の高齢者施設を訪問し合奏及び合唱を行う ・地域の高齢者と交流（運動会、学習発表会、昔の遊び） ・「花いっぱい運動」実施 ・環境整備 ・ユニバーサルデザインについて学ぶ ・校区見守り隊（学校支援ボランティア）の方々に感謝を伝える会 ・ポスターチラシ等による広報活動（クリーン集会、学習発表会） ・「浜っ子だより」（学校便り）で活動紹介 ・障がい者スポーツ体験
	<p>上御糸小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚に障がいのある方を招き盲導犬について講演 ・古切手を集め福祉活動への寄附 ・「むらおこしかみみいと」の方々と祓川水生物調査 ・地域の方々と交流（餅つき、昔の遊び） ・校舎の整備運動 ・「うえるんじやー」の方々と大豆の畑作り、収穫 ・保護者や祖父母との交流（陶芸教室） ・特別支援学級での学習を深めるための支援 ・特別支援学級での運動を深めるための支援 ・老人福祉施設の施設見学と交流

	<p>下御糸小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西学院大学混声合唱団による歌声教室 ・「学校だより」及び HP による諸活動の紹介 ・地域の高齢者施設の訪問 ・祓川調査活動 ・幼稚園訪問（園児と交流） ・紙資源等回収活動（PTA 活動に協力） ・地域の高齢者と交流（昔の遊び） ・防犯ボランティアの方々に感謝を伝える ・防災タウンウォッチング ・納涼大会「親子のお店」 ・PTA バザー ・わたくり体験 ・町内の小学校との交流
	<p>斎宮小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚に障がいのある方を招き盲導犬について講演 ・「紛争地域の子供たちの学習や労働の現状」「食をとおした異文化理解」「国際連合とその活動」について元国連カメラマンの方から学ぶ ・学級だより、エコ新聞等の発行 ・特別支援学校児童との交流 ・地域の竹林整備ボランティアの方々と学習会 ・特別支援学級児童が明和の里へ「花の寄せ植え」寄贈 ・バリアフリーアクセス（アイマスク・車椅子）
	<p>明星小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山保存を行っている方々と体験活動（タケノコ掘り、木の間伐、秘密基地作り、紫陽花の植樹） ・「ライスパーティー」を行い米作りでお世話になった方を招待 ・地域の方々と交流（玉入れ、昔の遊び、あられ煎り、羽釜でご飯焚き） ・来入児童と1日入学時に交流 ・視覚に障がいのある方を招き盲導犬について講演 ・園芸委員会が中心となり、プランターに花植え校内美化活動 ・地域のこども園を訪問し、けん玉を通して交流
	<p>明和中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者施設を訪問し交流 ・花壇の整備、校舎の環境整備（季節の飾りなど） ・斎王まつりへの参加 ・イオン明和店で赤い羽根共同募金の募金活動に参加 ・図書館ボランティア体験

	<ul style="list-style-type: none"> ・黄色いレシート運動への参加 ・ボランティア基金の啓発活動 ・明和町社協の「ふれあい祭り」にボランティアとして参加 ・文化祭でボランティア活動、壁新聞の掲示 ・OBENTO PROJECT 活動への協力 ・子ども食堂クリスマス会への参加、活動
--	--

6-③. 福祉体験教室

目的	地域のボランティアグループや、障がいを持つ当事者の生の声を聞くことや、「体験」を通じて理解を深めていただくために、福祉体験教室を実施しています。 相手の立場になって考えたり、共感したりすることのできる温かい心、ボランティアなどの社会貢献をしたいという心を大切にし、「ともに生きる力」を育むとともに、自立した個人が、互いにその存在を認め合い、関わりを大切にしながら生きていくという「地域共生社会」の考え方を大切にしています。また将来にわたって自分が住み慣れた地域の福祉に対する理解や关心を持ち、地域社会の中で一人の住民として成長することにより、自ら地域のネットワークづくりに積極的に関わろうとする意識を高めることを目的としています。
内容	<input type="checkbox"/> 高齢者疑似体験 <input type="checkbox"/> 点字体験 <input type="checkbox"/> 車イス体験 <input type="checkbox"/> 視覚障がい者ガイドヘルプ体験（アイマスク体験） <input type="checkbox"/> 盲導犬について講演 など

6-④. ボランティア・サマースクール

目的	夏休み期間を利用して、小学生を対象にボランティア・サマースクールを実施しています。 福祉施設等でボランティアを体験することで、思いやりの心を育むとともに、ボランティアを始めるきっかけづくりや、ふれあい、交流することにより、みんなが共に生きることを学ぶことを目的としています。
内容	夏休み期間中の1日を通じ、明和の里のカフェコーナーでウェイター・ウェイトレス・デイサービス職員の仕事を体験。利用者へのインタビューや写真撮影で、利用者との交流をします。

6-⑤. 障がい者スポーツ推進事業

目的	令和4年度から身体障害者野球チーム「名古屋ビクトリー」を招待して開催されているあかなご野球フェスタ（主催あかなご野球フェスタ実行委員会）
----	--

	<p>が、令和6年度、赤い羽根共同募金における「先進的モデル事業」に採択されました。</p> <p>全国身体障害者野球大会での優勝経験もあり、全日本チームにも多く選出されている「名古屋ビクトリー」と明和中学校野球部による交流試合を通して、「障害とは何なのか」を、多くの人に「見て、触れて、体験して」もらう事で学ぶ機会とすることを目的とします。</p>
内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 赤い羽根共同募金「先進的モデル事業」としてあかなご野球フェスタ実行委員会へ募金配分を行い、その開催にかかる支援を行います。 ② 多くの地域住民に「名古屋ビクトリー」の世界レベルのプレーを見て、触れて、体験してもらえる様に、広報啓発活動を支援します。 ③ 明和中学校野球部生徒を中心とし、児童にもひろく啓発する事で、今までにない福祉教育を実践します。

7. ボランティアセンター運営事業

- 7-①. ボランティアコーディネーターの配置
- 7-②. ボランティアグループへの活動助成
- 7-③. 災害ボランティアの育成
- 7-④. ボランティア講座の開催

ボランティアセンターの役割	相談・登録	<ul style="list-style-type: none"> ①ボランティアを始めたい方（個人・団体）の相談や登録を行います。 ②ボランティアセンターに登録した方（個人・団体）の活動支援、援助を行います。
	情報の収集・発信	<ul style="list-style-type: none"> ①ボランティア活動の場・助成金・研修会などの情報収集を行います。 ②ボランティアグループの会員募集・イベントや活動の紹介（広報誌）を行います。
	連絡・調整・紹介	<ul style="list-style-type: none"> ①ボランティアしたい人とボランティアを必要とするとの調整・紹介を行います。 ②ボランティア団体・個人・施設・公共機関等との連絡調整を行います。
	機材貸出	<ul style="list-style-type: none"> ①福祉教育の活動・ボランティアグループの活動に関する機材の貸出を行います。 (テント・高齢者疑似体験セット・点字器・プロジェクター)
	保険の受付	<ul style="list-style-type: none"> ①ボランティア活動中に起きた事故やケガを補償する保険への加入窓口を行います。 (ボランティア活動保険・ボランティア行事保険)

	啓発・研修	◎ボランティア活動への関心・理解を深めるための推進活動を行います。 (ボランティア教室の開催・学校での福祉教育)
--	-------	---

8. くらしの相談・支援事業

8-①. 成年後見制度に関する事業

成年後見サポートセンター事業

概要	必要な人が成年後見制度を利用できるよう、本人を後見人とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」等という2つの基本的仕組みを有する権利擁護支援の地域連携ネットワーク運営の中核となる役割を担う機関（中核機関）として「成年後見サポートセンター」を開設します。本会は明和町と協働し、安心して成年後見制度を利用できる体制づくりに取り組んでまいります。
成年後見サポートセンターの役割	<p>権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の役割</p> <p>①相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎専門相談（二次相談） ◎各専門職との相談支援体制の構築 <p>②広報・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎パンフレットの作成・配布 ◎講演会等の開催 <p>③利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎専門相談（二次相談） ◎申立支援 ◎後見人候補者の検討 <p>④後見人支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎後見人への助言、支援 ◎家庭裁判所との連携 <p>⑤協議会、委員会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎成年後見サポートセンター運営協議会（年1回程度） 運営状況報告、制度利用促進等の協議 ◎成年後見サポートセンター委員会（年4回程度） 支援事例の検討、マッチング ◎事務局会議（年6回程度） 情報共有、進捗管理等

法人後見業務

概要	認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など意思決定が困難な人
----	----------------------------------

	<p>の判断能力を補うため、本会が成年後見人等となることにより、成年被後見人等の財産管理、身上監護を行い、その権利を擁護することを目的とします。</p>
業務内容	<p>対象者</p> <p>町内に住民登録があり、かつ町内に居住している方で、引き続き町内での居住が見込まれる方のうち、紛争性が無く、身上保護と日常的な金銭管理が中心の方で、以下のうちどれか一つに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎首長申し立てをする方で、他に適切な後見人等が得られない方 ◎高額な財産を所有せず、他に適切な後見人等が得られない方 ◎日常生活自立支援事業の利用者で判断能力が低下した方のうち、上記2項に当てはまる方 ◎法人受任ガイドラインに沿って次の3つの基準を満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉専門職による後見人等が必要な場合 ・次のいずれかにより個人による受任が困難である場合 <ul style="list-style-type: none"> ア. 頻回な支援が求められる場合 イ. 支援の枠組みが不十分もしくは再構築する必要がある場合 ウ. 個人ではリスクが高い場合 エ. 報酬が見込めない場合 オ. 家族が複合的な問題を抱えている場合 カ. 緊急性が高い場合 ・公的な立場である機関の受任がふさわしい場合であること。 <p>業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎成年後見人等としての業務 ◎訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・作成した計画に基づいて後見業務を行うとともに、適宜、被成年後見人等の居所を訪問し、安否の確認、心身の状態及び生活状況の把握に努めます。 ◎財産目録の作成等 <ul style="list-style-type: none"> ・財産調査を行い、財産目録を作成するとともに、収支予定表及び身上保護に関わる計画を策定します。 ◎管理物件の保管 <ul style="list-style-type: none"> ・成年被後見人等の財産のうち権利証等の重要書類は、原則として金融機関の貸金庫で保管します。

8-②. 日常生活自立支援事業（権利擁護） (生活支援員による訪問・低所得者利用料助成)

目的	判断力が十分ではない高齢者や障がい者に対し、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を通じて、安心した生活を送れるよう支援することを目的としています。
----	---

内容	◎福祉サービス利用のお手伝いや利用料の支払い ◎日常のお金・通帳の管理、病院・公共料金などの支払い等
料金	◎福祉サービス利用及び日常的金銭管理サービス 1回：1,200円
	◎書類預かりサービス 年間：3,000円（1ヶ月 250円）

8-③. 生活困窮者自立支援事業

- ・自立相談支援事業（一次的な相談等）
- ・家計相談支援事業

目的	専門の支援員が相談者に寄り添いながら一人ひとりの状況に合わせた支援プランの作成や、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。
主な対象者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方
内容	<p>○自立相談支援事業（一次的な相談等）</p> <p>生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨、その他必要な援助を総合的に行います。</p> <p>○家計相談支援事業</p> <p>家計収支等に関する課題の評価・分析をし、相談者の状況に応じた家計再生を目的とした支援プランを作成します。</p> <p>①家計表等の作成支援、キャッシュフロー表等を活用し、出納管理等の支援を行います。</p> <p>②滞納している家賃、税金、公共料金等の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援を行います。</p> <p>③多重債務者相談窓口等との連携を行い、債務整理に関する支援を行います。</p> <p>④一時的な資金貸付が必要な場合は、貸付のあっせんを行います。</p>

8-④. みえ福祉の「わ」創造事業

目的	少子高齢化の進行や雇用形態の変化、核家族や単身世帯の増加などの家族の変容の中にあって様々な生活課題を抱える方が多くなっています。その中で、「制度の狭間」から生じる生活課題を抱える方の支援のうち、県域の課題解決に取り組むために、社会福祉法人の協働による三重県社会福祉法人地域公益活動「みえ福祉の『わ』創造事業」を実施しています。
----	---

内容	<p>①生活困窮者支援緊急食糧提供事業 生活困窮世帯に対し緊急的に食糧（約3週間分）を提供することにより、当該世帯の生活維持及び再建の支援を行います。（3回まで）</p> <p>②緊急時物品等支援事業 電気、ガス、水道がストップした生活困窮者など、緊急性の高い支援を要する生活困窮者に物的支援を行い、当該世帯の生活維持及び再建支援を行います。（上限額あり）</p> <p>③生活困窮者就労活動支援事業 生活困窮者の就労活動にかかる交通費を助成し、当該生活困窮者の就労・自立に資するよう支援します。一定の要件のもと、ハローワークや企業面接等に要する交通費を助成します。（上限額あり）</p> <p>④賃貸住宅入居保証事業（令和5年4月より一時休止） 経済的又は社会的困窮状態にある者に、賃貸住宅の入居に際し、退去するまでの保証料として、事業者が提携する保証会社が定める金額を支払います。（上限額あり）</p> <p>家賃上限：単身世帯 40,000円、複数世帯 50,000円</p>
----	---

8-⑤. 生活福祉資金の貸付

目的	資金の貸付と必要な援助や指導を行うことによって、その経済的自立や生活意欲の助成促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援することを目的としています。
対象	◎低所得世帯・・・世帯の所得が生活保護基準の2倍以下
	◎高齢者世帯・・・日常生活上療養または介護を要する65歳以上の高齢者世帯で、所得が生活保護基準の2倍以下
	◎障がい者世帯・・・世帯の所得が生活保護基準の3倍以下
貸付の種類	◎総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・臨時特別つなぎ資金 ※貸付の種類等により上限金額の設定があります ※貸付決定には審査があります

8-⑥. 地域福祉金庫の貸付

目的	生活困窮者が生活を営む中で、不時の出費を必要とする場合に貸し付けることにより、円滑な社会生活をおくれるようにすることを目的としています。
貸付額	上限 50,000円（生活保護世帯は 30,000円）
利子	無利子

連帯 保証人	原則1名必要
	※貸付決定には審査があります

9. 福祉団体の育成強化に関する事業

- 9-①. 「民生児童委員協議会」に対する活動援助
- 9-②. 「老人クラブ」に対する活動援助
- 9-③. 「障がい者の会」に対する活動援助
- 9-④. 「わだち」に対する活動援助
- 9-⑤. 「多気郡保護司会」に対する活動援助

10. 一般介護予防事業

10-①. えんがわ教室

目的	65歳以上の高齢者が、閉じこもり防止や自立支援を目的とする通いの場を、地域で集まりやすいコミュニティセンターで開催することにより、その居宅および地域において自立した活動的で生きがいのある日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ◎明和町内に住所を有する65歳以上の高齢者の方 ◎介護保険の通所介護事業所・通所リハビリ事業所に通われていない方 ◎要支援1・要支援2の認定を受けられた方 ◎基本チェックリスト該当の方
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎利用回数：月2回（通年） ◎送迎：希望者には会場まで送迎します。 ◎教室時間：2時間程度 ◎自己負担：無料（材料費等実費が必要な場合があります） <ul style="list-style-type: none"> ●サービス内容 ◎運動器の機能向上 <ul style="list-style-type: none"> ①理学療法士による集団指導 ②ストレッチ、筋力運動 ③自宅でも継続してできる運動プログラム ◎口腔機能の向上 <ul style="list-style-type: none"> ①歯科衛生士による口腔衛生のための歯科指導 ②歯・義歯の衛生指導と実践 ③口輪筋の運動等

	<p>④自宅でも継続してできる口腔衛生プログラム</p> <p>◎栄養改善</p> <p>①管理栄養士による指導</p> <p>②自宅でも簡単に作れる献立などの紹介</p> <p>◎評価（年1回程度、運動機能評価を実施）</p> <p>◎その他レクリエーション（脳力トレーニングなど）や地域で活躍しているボランティアグループとの交流や、野外活動などを行っています。</p>
--	--

10—②. 筋力脳力あっぷ教室

目的	運動や認知能力向上に特化した内容で、理学療法士による筋力運動や、指導員による脳力トレーニング等を実施することにより、若返り効果と、健康管理に対する意識向上を図ります。
対象者	<p>◎明和町内に住所を有する65歳以上の高齢者の方</p> <p>◎介護保険の通所介護事業所・通所リハビリ事業所に通われていない方</p> <p>◎要支援1・要支援2の認定を受けられた方</p> <p>◎基本チェックリスト該当の方</p>
内容	<p>◎利用回数：週1回（通年）</p> <p>◎送迎：希望者には会場まで送迎します。</p> <p>◎教室時間：2時間程度</p> <p>◎自己負担：なし</p> <p>●サービス内容</p> <p>◎運動器の機能向上</p> <p>①理学療法士による集団指導</p> <p>②ストレッチ、筋力運動</p> <p>③自宅でも継続してできる運動プログラム</p> <p>◎脳力トレーニング</p> <p>①すうじ盤</p> <p>②一桁計算</p> <p>③音読</p> <p>◎口腔に関する講話</p> <p>◎栄養に関する講話</p> <p>◎評価（年2回程度）</p> <p>①体力測定</p> <p>②フレイルチェック、基本チェックリストによる評価</p>

11. 介護サービスに関する事業

11-①. 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）

目的	”住み慣れた明和町でいつまでも安心して暮らしたい…”この願いのお手伝いをします。 介護保険についてのご説明や介護保険サービスの調整、ご本人・ご家族と相談し、介護サービスの計画を作成します。また、介護全般についてお困りごとがございましたらご相談に応じます。
対象者	明和町在住の方
相談方法	電話・来所・訪問いずれにも対応させていただきます。
営業日時	月曜日～金曜日（祝祭日・12/30～1/3は除く） 午前8時30分～午後5時30分 ※上記時間以外営業はしておりませんが、ご希望によりご相談に応じます。
利用料	ご利用者の自己負担はありません。

11-②. 高齢者通所介護事業所

目的	地域で暮らしていくため、在宅で生活をされ介護を必要とされる方に、入浴や食事・レクリエーションなどのサービスを提供し、1日を楽しく過ごしていただくとともに、介護を必要とされているご家族の介護負担の軽減を図ることを目的とします。
対象者	明和町在住の方で要介護認定を受けられた方
営業日時	月曜日～金曜日（12/30～1/3は除く） 午前8時15分～午後5時15分
事業内容	1. 入浴サービス 広くて大きい一般浴は、四季を感じる庭を見ながらゆったり入浴していただけます。 2. 食事サービス 管理栄養士による栄養バランスのとれた食事を、地元産のおいしい御糸米のご飯で提供します。月1回三重グルメを提供します。 3. マッサージ・ホットパックサービス あん摩マッサージ指圧師・鍼灸師による無料の施術で体も心もリフレッシュしていただけます。 ※その他、カフェコーナーや入浴剤などのイベント週間、健康体操、ボランティアや小学生との交流、出張販売等のお楽しみもあります。

12. 障がい福祉サービスに関する事業

12-①. ありんこ

多機能型（生活介護・就労継続支援 B型）

目的	地域に根ざした施設づくりを基本指針におき、人と人の絆を大切にする明るく楽しい雰囲気作りを心がけ支援します。また、在宅で過ごしている障がい者の様々な相談に応じ、この施設が障がい者の地域福祉の拠点となれることを目指します。
営業日時	月曜日～金曜日（12/30～1/3は除く） 午前8時15分～午後5時15分
事業内容	<p>1. 生活介護 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。</p> <p>2. 就労継続支援 B型 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。</p> <p>3. 共通項目</p> <ul style="list-style-type: none">○事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。○その他、関係法令等を遵守し、事業を実施します。

12-②. 特定相談支援事業所

目的	障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、利用者を支援するための基本となる計画を作成します。その計画は、福祉、保健、医療、教育、就労などを組み合わせることにより、本人にとって適切なサービス提供が行われるよう支援します。
対象者	<p>1. 障害者総合支援法の計画相談支援の対象者</p> <ul style="list-style-type: none">○障がい福祉サービスを申請した障がい者又は障がい児であって、市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた方○地域相談支援を申請した障がい者であって市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた方 <p>※介護保険制度のサービスを利用する場合については、障がい福祉サービス固有の行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支</p>

	<p>援、就労継続支援等で、市町村が必要と認める場合となります。</p> <p>2. 児童福祉法の障がい児相談支援の対象者</p> <p>障がい児通所支援を申請した障がい児であって市町村が障がい児支援利計画案の提出を求めた方</p>
場所	明和の里内
営業日時	<p>月曜日～金曜日（祝祭日・12/30～1/3は除く）</p> <p>午前8時30分～午後5時30分</p>

12-③. やわらぎ（共同生活援助）

目的	障害者グループホーム（共同生活援助）は、身体・知的・精神障害者及び難病患者等が世話人等の支援を受けながら、地域のアパート・マンション・一戸建て等で共同生活を送る場です。障害者の親の高齢化に伴う将来的な入居の希望もあり、障害があっても自立した暮らしを目指せるサービスです。
対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等が対象です。 なお、身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことのある者に限ります。
事業内容	<p>介護サービス包括型</p> <p>当該事業所の従業者により介護サービスを提供します。</p> <p>入浴、排せつ、食事等の介護</p> <p>調理、洗濯、掃除等の家事</p> <p>日常生活・社会生活上の相談及び助言</p> <p>就労先やその他の関係機関との連絡</p> <p>その他の日常生活上の援助</p>

VI. 令和6年度各事業利用計画

1. 居宅介護支援事業プラン作成計画

介 護 支 援	作成人数(月)
要 介 護 1	6 3
要 介 護 2	5 9
要 介 護 3	4 2
要 介 護 4	2 1
要 介 護 5	1 3
合 计	1 9 6
昨 年 度 計 画	1 8 6

予 防 支 援	作成人数(月)
要 支 援 1	8
要 支 援 2	2 3
合 计	3 1
昨 年 度 計 画	3 0

ケアネジメント A	作成人数(月)
要 支 援 1	5
要 支 援 2	1 1
事 業 対 象 者	6
合 计	2 2
昨 年 度 計 画	2 3

2. 高齢者通所介護事業利用計画

介 護 給 付	利用回数(月)
要 介 護 1	2 3 7
要 介 護 2	2 2 0
要 介 護 3	2 6 1
要 介 護 4	3 1
要 介 護 5	1 1
合 计	7 6 0
昨 年 度 計 画	6 9 2

第 1 号通所事業	利用回数(月)
要 支 援 1	1 2
要 支 援 2	7 7
合 计	8 9
昨 年 度 計 画	7 1

3. ありんこ（生活介護・就労継続支援B型）事業利用計画

生活介護	利用回数(月)
区 分 2	2 1
区 分 3	6 3
区 分 4	6 3
区 分 5	1 8 9
区 分 6	1 4 7
合 计	4 8 3
昨 年 度 計 画	5 0 4

就労継続支援	利用回数(月)
合 计	5 0 4
昨 年 度 計 画	5 0 4

4. 指定特定相談支援事業所サービス等利用計画

		作成件数（月）	
サービス内容		障がい者	障がい児
サービス利用支援件数		18	7
継続サービス利用支援件数		36	10
合 計		54	17
昨 年 度 計 画		50	40

5. やわらぎ（共同生活援助）事業利用計画

		利用回数（月）
区分 2		0
区分 3		0
区分 4		0
区分 5		0
区分 6		180
合 計		180
昨 年 度 計 画		180